地区計画　総括図

番 号	1
名 称	伊船地区
面 積	約 4.6ha
備 考	

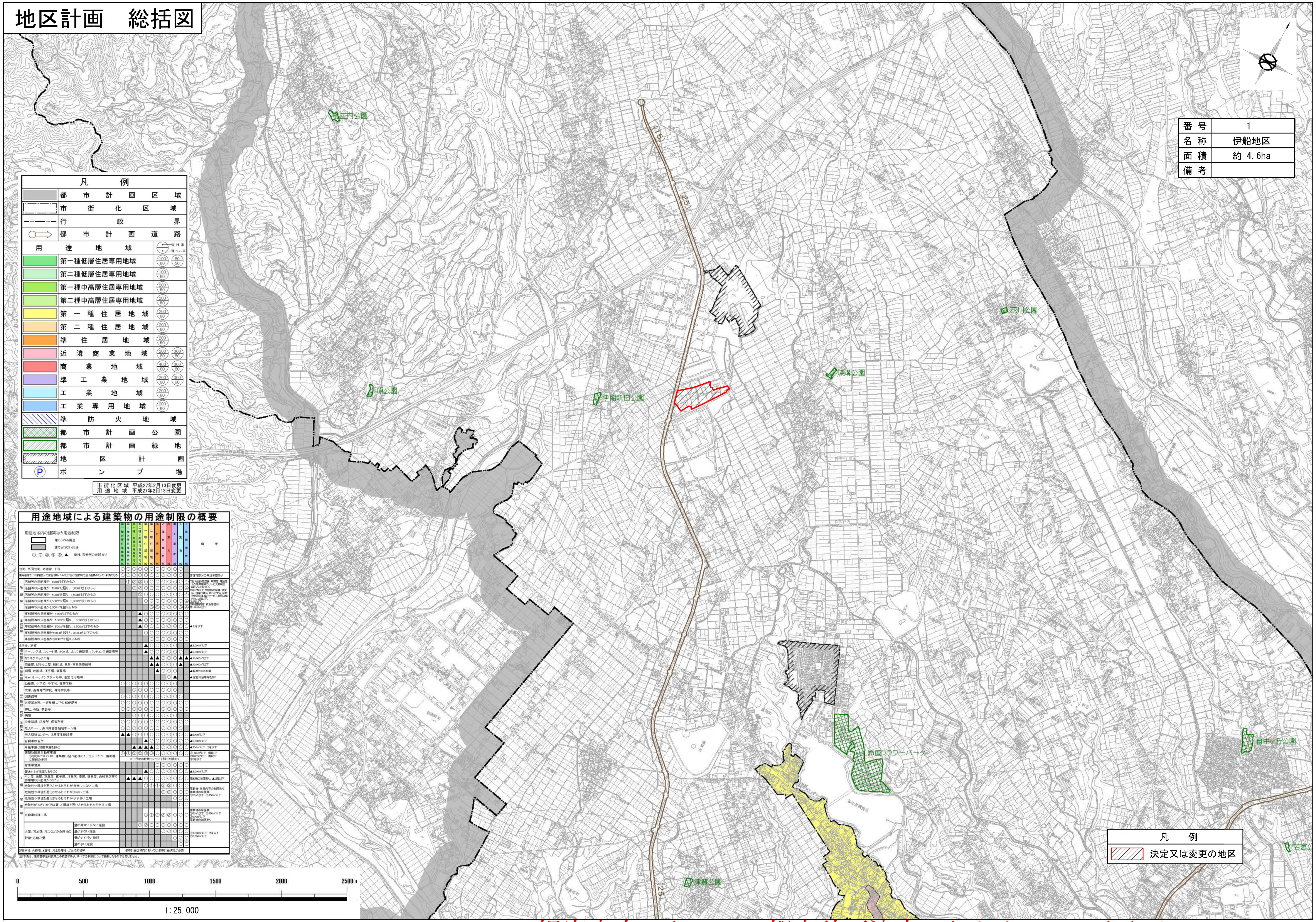

凡　例		
■	都市計画区域	
┅	市街化区域	
─··─	行政界	
○⇒	都市計画道路	
用途地域		容積率 建ぺい率
🟩	第一種低層住居専用地域	100/60　80/50
🟩	第二種低層住居専用地域	100/60
🟩	第一種中高層住居専用地域	200/60
🟩	第二種中高層住居専用地域	200/60
🟨	第一種住居地域	200/60
🟧	第二種住居地域	200/60
🟧	準住居地域	200/60
🟥	近隣商業地域	200/80　300/80
🟥	商業地域	400/80　300/80
🟪	準工業地域	200/60　300/60
🟦	工業地域	200/60
🟦	工業専用地域	200/60
▨	準防火地域	
▩	都市計画公園	
▨	都市計画緑地	
▨	地区計画	
Ⓟ	ポンプ場	

市街化区域　平成27年2月13日変更
用途地域　平成27年2月13日変更

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
□ 建てられる用途
■ 建てられない用途
①、②、③、④、⑤、▲　面積、階数等の制限有り

		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	■	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下。 ④物品販売店、飲食店を除く ⑤10,000㎡以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	■	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	■	⑤	⑤	○	○	○	⑤	④	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	■	■	▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	■	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等	■	■	■	■	■	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■	■	■	■	■	▲	▲	○	○	○	▲	■	▲10,000㎡以下
	劇場、映画場、演芸場、観覧場	■	■	■	■	■	■	▲	○	○	○	■	■	▲客席200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	■	■	■	■	■	■	■	■	○	▲	■	■	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
	大学、高等専門学校、専修学校等	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所	■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	■	■	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下　2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1／2以下かつ　備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	①　600㎡以下　1階以下 ②3,000㎡以下　2階以下 ③2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限有り												
	倉庫業倉庫	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	■	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■	■	■	■	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	■	■	■	■	■	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	
	自動車修理工場	■	■	■	■	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設	■	■	■	①	②	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下　2階以下 ②3,000㎡以下
	量が少ない施設	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	
	量が多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

凡　例	
▨	決定又は変更の地区

※提案内容であって，都市計画決定されたものではありません。